市川三郷町地域公共交通会議設置規約(案)

(目的)

第1条 市川三郷町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3、市川三郷町 役場内に置く。

(所掌事務)

- 第3条 交通会議の所掌する事務は、次のとおりとする。
 - (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 交通計画の達成状況の評価に関すること。
 - (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。ただし運賃・料金に関する事項は道路運送法第9条第4項に基づき「運賃協議部会」にて別途協議を行う。
 - (6) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

(交通会議の組織)

- 第4条 交通会議の構成員は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- 2 交通会議に次の役員をおく。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

- 第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により委員となった者の任期は、 その職にある期間とする。
- 2 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第6条 交通会議に会長及び副会長をおく。
- 2 会長は見識を有する者をもって充て、副会長は委員の内から会長が指名する。
- 3 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事及び監査)

- 第7条 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 2 監事は、交通会議の会計監査を行う。
- 3 監事は、会計監査の結果を交通会議の会議において報告をしなければならない。

(会議の運営等)

- 第8条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 4 会議の決議の方法は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、 会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。また、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

- 第9条 交通会議は次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。
 - (1) 会議において事前に委員からの書面による議決の了承を受けているとき。
- (2) 緊急の議決を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認めるとき。
- 2 書面による議決は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
- 3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否 同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、書面による議決を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項 の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

- 第11条 交通会議は、会議に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じて幹事会を設置することができる。
- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

- 第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて交通 会議に部会を置くことができる。
- 2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

- 第13条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、防災交通課に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 交通会議の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第16条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であったものが決算を行う。

(地域公共交通に係る相談又は通報窓口)

第17条 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡、通報窓口を 定めるものとする。

市川三郷町防災交通課交通対策係

連絡先: TEL 055—272—1175 FAX 055—272—2525

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、令和6年4月25日から施行する。

この規約は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 (第4条関係)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条	団体名
第2項第1号の委員 (地域公共交通計画を作成しよう とする地方公共団体)	市川三郷町統括
	一般社団法人山梨県バス協会 一般社団法人山梨県タクシー協会
第2項第2号の委員	山梨交通株式会社
(関係する公共交通事業者等、道	山梨交通株式会社鰍沢営業所
路管理者、その他地域公共交通計	株式会社三交
画に定めようとする事業を実施す	有限会社鰍沢タクシー
ると見込まれる者)	有限会社豊栄タクシー
	山梨県県土整備部峡南建設事務所
	市川三郷町建設課
第2項第3号の委員 (関係する公安委員会)	山梨県警 鰍沢警察署
	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
	山梨県 新価値・地域創造推進局
	リニア・次世代交通推進課
笠の西笠 4日の禾巳	学識経験者
第2項第4号の委員 (地域のサウスの利用者 党 第2	市川三郷町社会福祉協議会
(地域公共交通の利用者、学識経 験者、その他当該地方公共団体が	市川三郷町シニアクラブ連合会
一級有、その他自成地方公共団体が 必要と認められるもの)	市川三郷町民生委員児童委員協議会
一名女で配められるのの)	市川三郷町商工会
	市川三郷町女性団体連絡協議会
	市川三郷町教育総務課
	利用者・町民代表 (最大6名以内)

市川三郷町地域公共交通会議設置規約 新旧対照表

改正後		現行		備考
(事務局)第13条2 事務局は、<u>防災交通課</u>に置く。		(事務局)第13条2 事務局は、政策推進課に置く。		(変更)
(地域公共交通に係るご相談又は通報窓口) 第17条 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応 するため、以下の連絡、通報窓口を定めるものとする。 市川三郷町 <u>防災交通課交通対策係</u> 連絡先:TEL 055—272—1175 FAX 055—272—2525		(地域公共交通に係るご相談又は通報窓口) 第17条 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡、通報窓口を定めるものとする。 市川三郷町 <u>防災課防災防犯係</u> 連絡先:TEL 055—272—1175 FAX 055—272—2525		(変更)
別表(第4条関係)	,	別表(第4条関係)		
地域公共交通の活性化及び再生に 関する法律第6条	団体名	地域公共交通の活性化及び再生に 関する法律第6条	団体名	
第2項第1号の委員		第2項第1号の委員	市川三郷町統括	
(地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体)	市川三郷町統括	(地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体)	市川三郷町防災課	(削除)
略	略	略	略	
第2項第4号の委員	略	第2項第4号の委員	略	
(地域公共交通の利用者、学識経験者、その他当該地方公共団体が必要と認められるもの)	<u>山梨県新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課</u>	(地域公共交通の利用者、学識経験者、その他当該地方公共団体が必要と認められるもの)	山梨県知事政策局リニア・次世代交通推進グループ	(変更)

市川三郷町地域公共交通会議 事務局規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、市川三郷町地域公共通会議設置規約第13条の規定に基づき、市川三郷町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

(職員等)

- 第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、市川三郷町防災交通課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、市川三郷町防災交通課の職員をもって充てる。

(専決事項)

- 第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と 認められる事項については、この限りではない。
- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、 市川三郷町において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

- 第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数 及び管理は、別表のとおりとする。
- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、市川三郷町において定められている公印 の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月25日から施行する

この規程は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表(第6条関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
市川三郷町	A	てん書	方 21mm	会長名をも	1個	事務局長
地域公共交	会議会長印市川三郷町	体		って発する		
通会議会長	会長 郷			文書		
の印	日			通帳届出印		

市川三郷町地域公共交通会議事務局規程 新旧対照表

改正後	現行	備考
(職員等)	(職員等)	
第3条	第3条	(変更)
2 事務局長は、市川三郷町 <u>防災交通課長</u> をもって充てる。	2 事務局長は、市川三郷町 <u>政策推進課長</u> をもって充てる。	
3 事務局員は、市川三郷町 <u>防災交通課</u> の職員をもって充て	3 事務局員は、市川三郷町政策推進課の職員をもって充て	
る。	る。	

市川三郷町地域公共交通会議 運賃協議部会設置規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき運賃等の協議を行うため、市川三郷町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の部会として、運賃協議部会を市川三郷町地域公共交通会議設置規約(以下「規約」という。)第12条の規定に基づき設置し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 運賃協議部会は、次に掲げる事務について、協議又は調整を行うものとする
 - (1) 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域(以下「路線等」という。)に係る運賃等に関する事項。

(組織)

- 第3条 部会を組織する委員(以下「部会員」という。)は、次に掲げる者のうちから交通 会議の会長が指名する。
 - (1) 協議運賃を定めようとする旅客自動車運送事業者
 - (2) 住民の意見を代表する者
 - (3) 町職員
 - (4) 関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名するもの

(部会長)

- 第4条 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。
 - 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
 - 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する 部会員が職務を代理する。

(会議)

- 第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議結果の報告)

第6条 部会長は、部会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 部会は、原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は部会が公開 しない旨を決議したときは、この限りではない。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、防災交通課において処理する。

(委任)

この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月25日から施行する。

この規程は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

市川三郷町地域公共交通会議運賃協議部会設置規程 新旧対照表

改正後	現行	備考
(庶務) 第8条 部会の庶務は、 <u>防災交通課</u> において処理する。 る。	(庶務) 第8条 部会の庶務は、 <u>政策推進課</u> において処理する。 る。	(変更)

市川三郷町地域公共交通会議 財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市川三郷町地域公共交通会議設置規約(以下「規約」という。)第1 5条の規定に基づき、市川三郷町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の財務 に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

- 第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。 また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 市川三郷町地域公共交通会議の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を編成し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 前会計年度中に確定した歳入の調定及び支出負担行為について、出納上の整理を行う ための期間として4月1日から5月31日までの期間を出納整理期間と定める。
- 5 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写し を速やかに市川三郷町長に送付しなければならない。

(予算書の補正)

- 第3条 会長は、会計年度の途中において既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用 する。
- 3 特に緊急を要するため交通会議を開催する暇がないことが明らかであると認められる ときは、会長は補正予算について専決することができる。なお、この処置を行った場合は、 次の交通会議に報告し承認を得なければならない。

(予算区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める 以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金等の保管)

第5条 交通会議の出納は、会長が行う。ただし、急を要するなど、会長が必要と認める場合は、規約第6条に基づき副会長に委任することができる。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議の出納員)

- 第6条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。
- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて交通会議の出納、その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

- 第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続き並びに歳出予算の流用及び予備費の 充用は、市川三郷町財務規則を準用する。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の交通会議に報告しなければならない。
- 3 交通会議の出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

- 第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算書を作成し、交通会議の承認 を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第7条の規定による監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やか に市川三郷町長に送付しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月25日から施行する。ただし、令和6年度の予算については、第 2条第3項中「毎年4月1日に」とあるのは「協議会が設置された日に」と読み替えるもの とする。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の区分

款	項	目
1. 負担金	1 負担金	1 負担金
2. 補助金	1 補助金	1 補助金
3. 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4. 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の区分

款	項	目
1. 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2. 事業費	1 事業費	1 事業費
3. 予備費	1 予備費	1 予備費